

残存家財の整理費等の 少額短期保険料助成のご案内

府中市では、入居者死亡時に生じる経済的損失の補償を目的とした保険の一部を助成します！

▼助成対象者

次のすべてに該当する方

- ・市内の登録住宅の賃貸人（個人）
- ・市内の登録住宅に居住する賃借人

※いずれも、次の「対象となる入居者」「対象住宅」の条件を満たす必要があります。

▼対象となる入居者

次のすべてに該当する方

- ・60歳以上
- ・単身世帯
- ・住宅セーフティネット登録住宅に新たに入居した方

※すでに入居している方は対象となりません。

▼対象住宅

- ・市内の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅で管理開始から10年以内の住宅

※登録住宅の要件・登録状況は、市HPをご確認ください。

▼助成金額

1住戸あたり 年額上限 **6,000円**

【例】保険料7,000円の場合

市の助成 **6,000円**

申請者負担
1,000円

▼対象となる保険

入居者の死亡により、次のいずれかを補償する保険

- ・残存する家財の整理に要する費用
- ・居室内の修繕に要する費用
- ・空き家となることによる家賃の減少

▼申請方法

事前相談が必要です。

HP又は本チラシ裏面をご確認ください。

《問い合わせ先》

府中市都市整備部 住宅課支援係

府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎5階

TEL：042-335-4458

Mail：jutaku01@city.fuchu.tokyo.jp

市HP「府中市少額短期保険料助成」の詳細

はこちら→



1 事前相談



助成事業の予算には限りがあるため、市へ事前のご相談をお願いします。助成対象者は市内の登録住宅の個人の賃貸人又は賃借人です。



2 契約



入居者と賃貸人との賃貸借契約を締結、これと併せ保険会社との契約を締結してください。



3 申請

下記の必要書類を添えて、市へ申請を行ってください。
内容審査の後、決定通知を送付します。



- (1) 登録住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 登録住所の所有権を証する書類（賃借人は不要）
- (3) 入居者の住民票
- (4) 保険証書の写し
- (5) 保険料の領収書その他保険料の金額を証する書類
- (6) 前各号に挙げるもののほか、市長が必要と認めるもの



※必ず契約後に申請してください



4 交付



申請者からの請求に基づき、市より助成金を交付します。